

伊豆市 若者定住促進補助金 のご案内 (賃貸補助事業)

伊豆市



伊豆市若者定住促進補助金について

伊豆市では、安心して生活できる住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市に定住する若者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか
チェックしてみよう！

補助対象者

- チェック
- 1 婚姻届の提出から1年以内で、夫婦のいずれかが満40歳以下の若者世帯であること。
 - 2 補助金交付後2年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。
(新たに市内の賃貸住宅に移住する場合、又は市内に居住する場合を除く)
 - 3 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと
 - 4 家賃の額(駐車場使用料及び共益費を除く)が、月3万円を超えていること。
 - 5 勤務先等からの家賃補助を受けていないこと。
 - 6 過去にこの告示に基づく補助金、その他の補助を受けていないこと。

補助対象住宅

- チェック
- 1 民間賃貸住宅の所有者(3親等内の姻族を除く)との間で賃貸借契約を締結した賃貸住宅とする。
(市営等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮、会社名義の賃貸住宅を除く)
 - 2 賃貸住宅とは居室、便所、台所及び風呂を備えているものをいう。

補助金額

交付額は月額2万円とし、期間は交付の決定した月から24ヵ月間となります。

申請方法

この事業の補助金を受けるには、下記の書類をそろえて市役所総合戦略課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市若者定住促進家賃補助金交付申請書（様式第4号）
- 2 賃貸契約書の写し
- 3 家賃内訳証明書（様式第5号）
- 4 若者夫婦世帯の住民票（続柄記載のあるもの）
- 5 戸籍謄本の写し
- 6 世帯員全員の過去3年間の納税証明書

チェック

補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市若者定住促進家賃補助金交付・不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知します。

補助金の請求

補助金の交付決定を受けた者は下記の請求期間内に、伊豆市若者定住促進家賃補助金交付請求書（様式第11号）に捺印して市役所総合戦略課へ提出してください。請求書が提出された後、市は現地を確認し補助金を交付します。

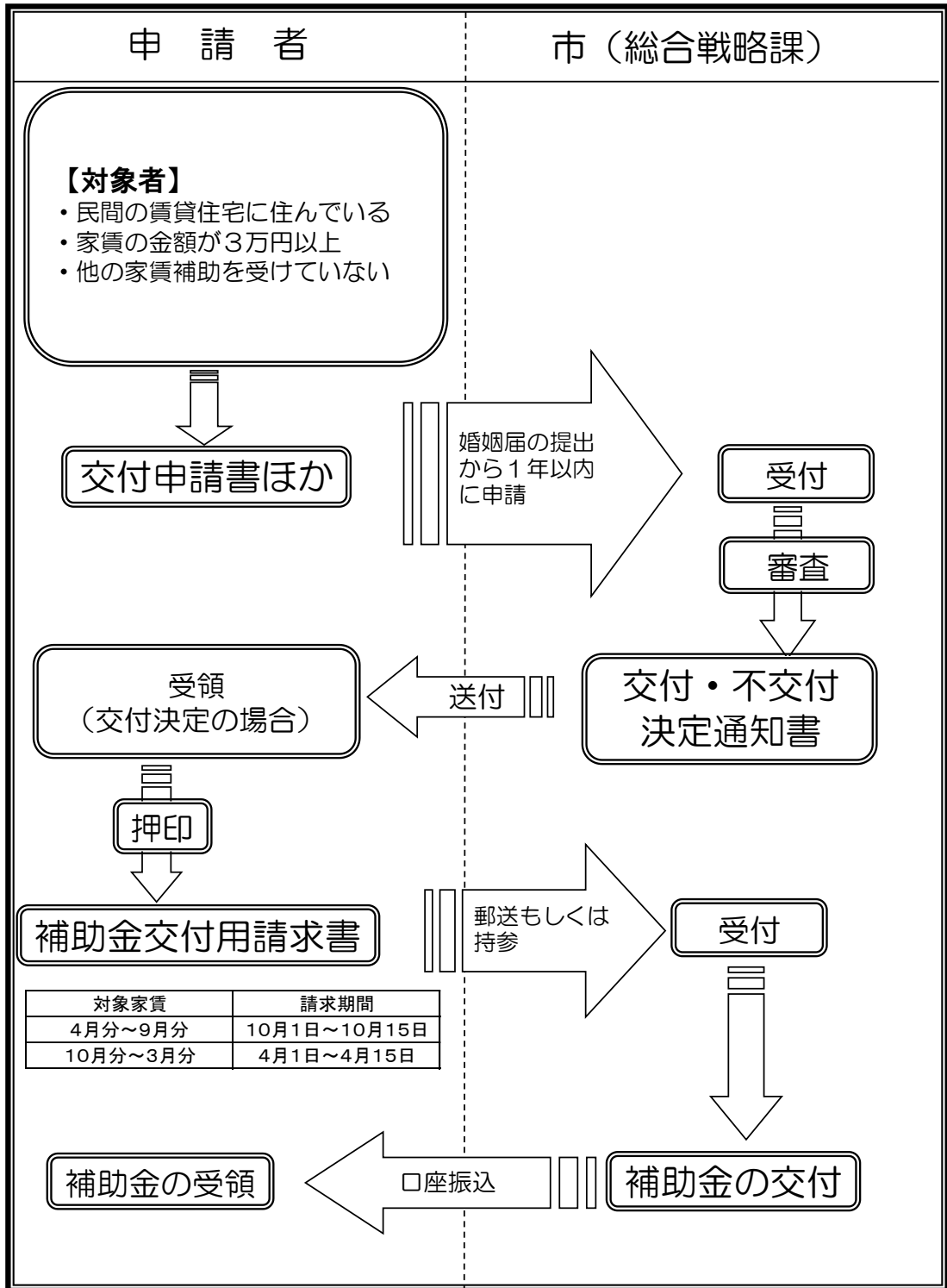
対象家賃	請求期間
4月分から9月分	10月1日～10月15日
10月分から3月分	4月1日～4月15日

申請の変更

該当賃貸契約等に変更が生じた場合は、下記の書類をそろえて市役所総合戦略課に提出してください。

- 1 伊豆市若者定住促進家賃補助金変更交付申請書（様式第8号）
- 2 賃貸契約書の写し
- 3 家賃内訳証明書（様式第5号）
- 4 若者夫婦世帯の住民票（続柄記載のあるもの）
- 5 戸籍謄本の写し
- 6 世帯員全員の過去3年間の納税証明書

伊豆市若者定住促進補助金（賃貸補助事業） 申請手続きの流れ



問い合わせ 〒410-2413
伊豆市小立野38-2
伊豆市役所 総合政策部 総合戦略課
TEL 0558-74-3066 FAX 0558-72-6588